

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第49号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、基金の金額を引き上げるとともに、基金を処分することとしました。

- 1 寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下奨学基金	22,000,000円	23,000,000円

- 2 葵ライオンズ奨学基金、大倉奨学基金、三井奨学基金、京都機械工具奨学基金、洛中ライオンズ奨学基金、鞍馬山婦人会奨学基金及び親和奨学基金を処分します。

上記1の改正は平成20年3月28日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第49号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「	山下奨学基金	22,000,000	を
」			
「	山下奨学基金	23,000,000	に
」			

改める。

第2条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「				
	葵ライオンズ奨学基金		4,300,000 ^円	
	民生児童委員連盟奨学基金		7,500,000	
	大倉奨学基金		1,000,000	
	三井奨学基金		5,000,000	
	京都機械工具奨学基金		1,000,000	
	公益社奨学基金		12,500,000	
	洛中ライオンズ奨学基金		2,000,000	
	山下奨学基金		23,000,000	
	鞍馬山婦人会奨学基金		1,000,000	
	親和奨学基金		10,000,000	
」				を

「

民生児童委員連盟奨学基金	7,500,000 ^円
公益社奨学基金	12,500,000
山下奨学基金	23,000,000

に

」

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)